

令和8年度石川 IC 周辺交流拠点整備手法検討業務 【業務仕様書（案）】

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、「令和8年度石川 IC 周辺交流拠点整備手法検討業務」（以下「本業務」とする）に適用する。

第2条 関係条例などの遵守

本業務は本仕様書の定めるもののほか、下記の関連条例等を遵守のうえ実施するものとする。

- (1) うるま市土木設計業務等委託契約約款
- (2) 本市の諸条例、規則等
- (3) その他関係する法律、政令、省令、通達等

第3条 関係書類の提出

受注者は、契約締結後、発注者が指定する期限内において、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

- ①着手届 ②工程表 ③管理技術者等通知書 ④経歴書 ⑤業務計画書 ⑥業務完了届
- ⑦業務成果物引渡書 ⑧その他、協議により指示のあった事項

第4条 技術者要件

1. 本業務は都市交通、都市計画並びに官民連携手法の具体事例や諸制度等の豊富な知識を要し、また発注者との綿密な協議・調整が必要となることから、管理技術者は【官民連携による施設整備に関する検討】または【民間活力導入可能性調査】の経験を有する者を配置しなければならない。
2. 管理技術者等は原則沖縄県内に常駐している者を配置することとするが、打合せ協議や発注者の申し出による急を要する協議、関係機関との調整や資料の提出等、本業務に支障をきたすことがないよう、速やかに応じることができればその限りではない。なお、県外から技術者等を配置する場合の旅費交通費はすべて受注者の負担とする。

第5条 打合せ及び作業状況の報告

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者と十分な打ち合わせを行い、作業工程に従って適切な業務の遂行に努めなければならない。また、発注者が作業状況の報告を求めたときは直ちに報告を行うものとする。

本仕様書に記載していない事項であっても、作業上必要と認められるものについては、発注者と協議し履行するものとする。

第6条 損害賠償

受注者は、業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して、一切の責任を負い、これに係る費用のすべてを負担する。この場合、内容・状況等を発注者へ報告し、指示に従うものとする。

第7条 体制の確保

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者が指定する打合せ及び緊急を要する事項等に対して、迅速に対応できる体制を確保しなければならない。

第8条 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または、定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者との協議の上、発注者の指示に従うものとする。また、協議結果を記録整備しておくものとする。

第9条 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務期間中及び業務完了後において地域住民に対し、誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

第10条 資料の貸与

発注者は、本業務を実施するために必要な図書等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された図書等を業務完了後、速やかに返却しなければならない。なお、貸与された図書等に破損、紛失等があった場合は、受注者がその責務を負うものとする。

第11条 検査

受注者は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受け、発注者から修正の指示を受けた場合は、速やかに修正をしなければならない。

第12条 成果品の帰属

成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに他の公表、貸与又は使用してはならない。

第13条 著作権等の取り扱い

本業務に使用する第三者が権利を有する著作物については特に留意し、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きは受注者の責において行うものとする。

第14条 瑕疵

受注者は本業務完了後といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正等を受注者の負担において行うものとする。

第15条 補則

本仕様書に定めのない事項や本業務を進めるにあたっては、受注者は発注者と十分調整を図りながら行うものとする。

業務内容変更により、契約金額に変更が生じる場合は、発注者と受注者との協議の上、契約変更を行うものとする。

第2章 業務内容

第16条 業務名

令和8年度石川 IC 周辺交流拠点整備手法検討業務

第17条 目的

沖縄県全土の南北軸から本市へのゲートウェイであり、集約された“まち”が形成されている石川市街地に隣接する石川 IC 周辺において、その立地ポテンシャルを活かし、まちの賑わい創出に資する交流拠点や、近隣市町村と石川地域内・うるま市内へのシームレスな乗継ぎ環境の向上に資する広域交通結節点を構築するにあたり、整備手法や導入機能の整理・検討及び過年度で整理されたペDESTリアンデッキの導入可能性の精査を行うことを目的とする。

第18条 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月26日まで

第19条 見積仕様書

本業務の提案価格書は、別紙「業務内訳書」に沿って下記のとおり作成するものとする。

- ① 工種毎に「職種名」「人工数」「数量」「単価」を明記した直接人件費の内訳書
- ② 直接経費の内訳書
- ③ 成果品毎にかかる直接経費の内訳書
- ④ 設計に使用する価格は原則として消費税抜きとし、業務価格は税抜き表示とする。
- ⑤ 業務委託料は 34,111,000 円（消費税込み）以内とする。
- ⑥ 見積りの内、第20条業務内容（8）既存施設（石川運動広場）有効活用の「実証」の費用は 300 万円～800 万円以内を想定している。
※実証は再委託を想定しているため、一般管理費、直接経費及びその他原価とは個別で計上し、それらを合計した総額を見積額とする。
- ⑦ 県外から技術者等を配置する場合の旅費交通費はすべて受注者の負担とする。

第20条 業務内容

（1）計画・準備

本業務実施にあたり、業務の目的・主旨を理解した上で、業務計画書（業務概要、実施方針、業務工程、打合せ計画等）を作成し、発注者の承認を得るとともに、業務に必要な資料及びデータの収集を行い、円滑な業務遂行に資する計画を立案する。

（2）事業認定申請書類作成支援

過年度に整理された書類の精査を行い、申請に必要な書類を整理・作成する。
また、必要に応じて関係者との協議支援を行う。

(3) 整備手法の精査

①事業手法の検討

南北敷地で想定する各種施設整備・運営(事業範囲)において、候補となる事業手法(PFI、DBO等)の検討を行う。

なお、公共として整備する必要がある施設を整理する。

②事業形態の検討

事業方式(所有形態)および事業方式(資金回収)の検討を行う。

③事業スキームの検討

①及び②で行った整理に基づき、事業全体像の契約関係、資金フロー等の全体スキームを図示し、模式図等で視覚的・直感的に分かりやすいように整理する。

④役割・リスク分担の検討

候補となる公民連携事業スキームにおいて、公民の役割分担や、発生しうるリスクについての適切な官民分担を検討・整理する。

⑤事業スキームに係るサウンディング調査実施

想定する公民連携事業スキームの代表企業として、参画が想定できる複数の事業者に対してサウンディング調査を実施し、実現可能性が高い事業スキームとして各種設定を検討する。

⑥財政負担軽減効果等の検証(従来手法との比較等)

従来方式を採用した場合の事業費を概算した上で、想定した公民連携事業スキームについて、市の財政負担軽減など、定量的に測れる指標を用いて効果を示す。

⑦事業スケジュールの検討

採用候補とする公民連携事業スキームの推進に向け、供用開始までの事業スケジュールを設定する。

⑧今後の検討課題の整理

採用候補とする公民連携事業スキームの推進にあたっての今後の課題を整理する。

(4) 広域交通結節点の詳細検討

①モビリティ関係事業者へのヒアリング実施

路線バス会社、リムジンバス、レンタカー事業者、その他

②定量的・定性的分析および近年の観光客動向に基づいた利用者モデルの立案

③バス事業者等との事業連携モデルの立案

④広域交通結節点としての在り方検討

沖縄県全体から見た広域交通結節点としての位置づけや、周辺地域(恩納村・金武町等)、周辺主要事業者(OIST等)及び石川地域内と当該交通結節点の連携について検討を行う。

(5) 配置計画の精査

①交通拠点用地の機能配置詳細検討

南側用地に配置する地域連携施設、交通結節機能、駐車場その他付帯施設及び北側用地のペDESTリアンデッキについて、現計画に縛られず、機能配置（将来の需要を踏まえた規模の精査等）を詳細に検討する。ペDESTリアンデッキの規模及び配置計画は3パターン以上作成し、最適案を検討すること。

配置計画にあたり、特に交通結節機能（交通事業者等）、地域連携施設（運営事業者等）に対するヒアリング調査を適宜行うこと。

※ ペDESTリアンデッキに関する精査及び整理方法について、特定テーマとする。

(6) 賑わい創出に向けた実証イベント

本事業区域に隣接する石川運動広場（街区公園）は、本市初となる都市公園の設置管理許可制度を活用した民間施設（カフェ）が設置され、公民連携による新たな取組を行っているものの、立地状況から当該公園の視認性が悪く、公園の存在自体が認識させていない現状であり、公民連携を含めた都市公園の魅力向上が課題となっている。

一方で、当該公園周辺には石川多目的ドームや舞天館が立地し、また、公園入口にはポケモンの絵が描かれたマンホール蓋『ポケふた』が設置されている。

本実証では、それらとの相乗効果を発揮し、賑わい創出を行うことでエリア価値向上を図るための実証イベントを実施する。

なお、単発の実証イベント（1日で終わるイベント）ではなく、一定の期間や一定の実施回数を確保すること。

①現場踏査

②賑わいに資する簡易遊具、大型遊具等の適合性検討

③集客イベントの実施

※集客イベントの実施については、以下のような取り組みを想定しているが、実施にあたっては市と協議の上決定する。

- ・都市公園のカフェ利用と相乗効果を見込むもの
- ・ポケふたの活用や連携
- ・ドームイベントとの連携
- ・都市公園の魅力向上に向け、同公園を周知するため一定期間、簡易遊具（フワフワ遊具等）の設置
- ・大型遊具設置に向けたデザインコンペの開催
- ・石川地域を中心とした事業者に対し、公募を通じた都市公園や周辺施設の活用についてのトライアル実証

(7) 検討委員会等の開催支援

検討委員会等の開催支援（会議に必要な資料の作成・印刷、要所での説明、会議録作成等）を行うこと。

※委員の構成は、副市長、部長級職員並びに有識者、市民代表等（20名程度）を想定して

いる。なお、有識者や市民代表等の謝礼金支払いは受注者にて行う。

※開催回数は2回開催することを想定している。業務遂行上、会議数に増加があっても変更協議の対象としない。

※会議の開催に必要な取りまとめ（通知や場所の確保等）や事前説明等に係る準備は事務局（プロジェクト推進2課）と共に行う。各会議で用いる資料等は、可能な限り会議開催日の2日～3日前に事務局に共有していることが望ましい。

※会議は、別発注業務と併せて開催することを想定している。

※別発注業務毎で受注者が異なる場合は、①会議→休憩→②会議とし、休憩中に受注者を入れ替えるなどオペレーションは事務局にて工夫する。

※市民報告会や庁内幹事会を実施する場合の支援内容も同様とする。

（8）成果品の作成

本業務において整理したものについて、報告書としてとりまとめる。

その他、「第22条 成果品」に記す成果品の作成を行う。

※成果品の作成に係る印刷費含む。

第21条 業務打合せ・協議

本業務が円滑に実施されるよう業務着手時、中間3回、成果品納入時の5回を基本とする。（業務遂行上、5回以上となっても変更の対象としない。）

第22条 成果品

- | | | |
|----------------------|-----|----|
| 1) 報告書（A4 リングファイル綴り） | ・・・ | 2部 |
| 2) 電子データ | ・・・ | 一式 |
| 3) その他発注者の指示するもの | ・・・ | 一式 |

第23条 その他留意事項

（1）成果品及び各種説明資料について

適宜カラー印刷を用い、「分かりやすさ」「きめ細やかさ」「進行管理への配慮」を重視して編集を行い、概念図、各種説明用図面、必要に応じてパース等の作成も行い、見やすい資料の作成に努めるものとする。また、説明用のパワーポイントも適宜併せて作成する。

（2）参考資料について

本業務を遂行するにあたり、以下の参考資料を活用すること。

- ①石川 IC 周辺交流拠点形成基本計画
- ②石川ゲートウェイ拠点形成基本計画
- ③第2次うるま市都市計画マスタープラン
- ④第2次うるま市観光振興ビジョン
- ⑤第2次うるま市産業振興計画

⑥うるま市総合交通戦略

- (3) 履行期間の1週間前までに、成果の提出を行うこと。
- (4) 補助金活用の都合上、履行期間内に完了検査を行う。
- (5) 本業務と一体的に検討する必要がある関連業務（交通流動調査、造成計画の検討等）の実施が必要な場合は、協議のうえ別途随意契約（特命随契）を行うことがある。
- (6) 業務の一部を下請けに発注する場合は、うるま市内の事業者を積極的に活用すること。